

令和7年10月17日

(宛先) 各 部 局 長

財 務 部 長

令和8年度予算編成について

このことについて、「令和8年度予算編成方針」を策定したので、この方針に基づき、新年度の予算編成に取り組むこととする。

令和8年度の財政見通しは、引き続き、極めて厳しい状況になるものと考えているが、このような中であっても、能登半島地震からの復旧・復興に全市一丸となり取り組むとともに、令和8年度が最終年度となる第2次総合計画後期基本計画をはじめ、各種計画に位置付けた施策等を着実に推進し、「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現を目指して、富山市が未来に向かって発展し、市民一人ひとりが誇りと希望を持てる予算となるようにしなければならない。

各部局においては、全職員が市全体を意識しながら十分に議論を行うとともに、前例にとらわれることなく、柔軟かつ大胆な発想で、あらゆる施策に創意と工夫を凝らして予算編成に取り組むよう、命によって通知する。

令和8年度予算編成方針

1 国の経済財政運営の動向

(1) 我が国の経済情勢等

我が国の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しており、先行きについては、各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、物価上昇の継続がリスクとなるほか、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとされている。

(2) 国の予算編成の動向

国の予算編成においては、高齢化等に伴う社会保障関係費の増や、金利の上昇による国債費の増などにより、一般会計の概算要求総額は122兆円余りとなり、3年連続で過去最大を更新している。

また、金額を未定とする事項要求も多く、物価高対策や給食の無償化などについては、予算編成過程で検討されること、さらには、新政権による新たな政策など、国の動向を十分に注視していかなければならない。

(3) 地方自治体を取り巻く状況

少子超高齢社会への対応をはじめ、デジタル化や脱炭素化の推進、地方への人の流れの創出及び拡大、地域における人への投資、防災・減災対策など、今日の地方自治体は、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、財政需要は増加している。加えて、地方の借入金残高は減少傾向にあるとはいえ、昨今の金利上昇の影響並びに物価高及び米国関税措置が地域経済に及ぼす影響にも留意する必要があるなど、地方財政は極めて厳しい状況にある。

また、今後の経済情勢の推移や国の予算編成の内容次第では、一段と厳しい財政運営を求められることも考えられる。

このような中、地方自治体は、分権型社会の実現に向けた的確な行財政運営を推進し、地方の創造性や自立性を高めるとともに、簡素で効率的な行政を実現するため、歳出の重点化、効率化及び民間のノウハウを活用した業務改革など、引き続き、行財政改革に強力に取り組むことが重要となっている。

2 富山市の財政運営の現状とまちづくりの主要課題

(1) 富山市の財政状況

本市の令和8年度の財政見通しは、歳入については、市民税は、給与所得の増加などにより、また、固定資産税も家屋の新增築などにより、ともに増収が見込まれ、市税全体としては、本年度の当初予算を上回るものと見込んでいる。また、地方交付税について、国は、地方の一般財源の総額を本年度の水準を下回らないよう同水準を確保するとしていることから、市税と合わせた一般財源総額では、本年度の当初予算を上回るものと見込んでいる。

一方、歳出については、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の増加が見込まれるとともに、災害からの復旧・復興をはじめ、第2次総合計画後期基本計画や、各種計画に位置づけた事業等の着実な推進、また、引き続き、総合体育館及びオーバード・ホール大ホールの大規模改修の実施、さらには、喫緊の課題である、人口減少や少子化への対策など、大きな財政需要が見込まれる。

このため、令和8年度は、引き続き、極めて厳しい財政状況となることが予想される。

(2) まちづくりの主要課題

このように厳しい財政状況ではあるが、総合計画に位置付けた施策を着実に推進し、本市が目指す都市像「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現のため、

- ① 人口減少と超高齢社会への対応
- ② すべての世代の健康・安心な生活の実現
- ③ まちの強靱化
- ④ 集約化（拠点化）とネットワークの整備
- ⑤ 環境政策の推進
- ⑥ 産業活力の強化

など、まちづくりの主要課題に引き続き取り組む必要がある。

3 令和8年度予算編成の基本的な考え方

(1) 財政の健全性の堅持

令和8年度の予算編成に当たっては、財政の健全性を堅持するため、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、聖域なき歳出の抑制を図り、見込み得る一般財源の範囲内で予算の重点的、かつ効率的な配分に努めなければならない。

また、将来にわたって持続可能な健全財政を確保するため、市債発行をできる限り抑制する。なお、市債の発行に当たっては、地方交付税措置等の財政支援がある市債を活用する。

(2) 事務事業のゼロベースでの見直し

聖域なき歳出の抑制のためには、無駄の排除、事業の評価、スクラップ・アンド・ビルドなど、あらゆる視点から徹底した事務事業の見直しが不可欠である。

このため、事務事業をゼロベースから見直すことを基本とするとともに、

- ・ 発想を抜本的に転換し、事業の厳選を行う。
- ・ 行政直営方式を見直し、民間委託、民営化など民間の力を活用する。
- ・ 適正な受益者負担を求め、全体として市民負担の増加を回避する。
- ・ 真に必要な人に必要なサービスを、選択的に提供する。

などの観点から、徹底的な見直しを行うこととする。

(3) 予算の重点的・効率的な配分

「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現を目指して、次の取組を重点施策として、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこととする。

- ① 子育て支援の充実と人口減少・少子化対策の強化
- ② コンパクトシティ政策の深化とスマートシティの推進
- ③ 防災・減災対策による安全・安心なまちづくりの推進
- ④ 地域振興・コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりの推進
- ⑤ スポーツ・文化・観光の振興によるまちのにぎわいの創出

(4) 通年予算

令和8年度当初予算は、通年予算として編成するので、年度内に予測されるすべての経費を要求することとする。

4 令和8年度予算要求基準

予算編成に当たっては、次に掲げる予算要求基準を設定するので、部局ごとに、その基準を厳守の上、予算要求すること。

(1) 政策的経費

【シーリングの設定】

政策的経費の要求基準額は、後述の枠外経費を除き、一般財源ベースで、令和7年度当初予算額（令和6年度3月補正予算に前倒した事業及び肉付け予算として令和7年度6月補正で予算措置した事業を含む。）に、大幅な増減が予想される事業を加味した金額から、総合計画に係る事業（総合計画）はマイナス10%、総合計画以外の事業（その他）はマイナス25%の額の範囲内とする。

【枠外経費】

- ア 扶助費については、所要額とする。
- イ 継続費及び債務負担行為については、契約額とする。
- ウ 県施行事業負担金については、所要額とする。
- エ 繰出金については、所要額とする。
- オ 災害復旧費については、最低限の必要額とする。
- カ 雪対策事業（除雪対策事業及び消雪対策事業。ただし、除排雪機械購入費や消雪装置設置費等の投資的経費を除く。）については、所要額とする。
- キ 復旧・復興ロードマップに位置付けた事業（上記オを除く。）については、所要額とする（なお、地震発生前から実施している事業の振替えは認めない。）。

【特別枠】

- ア 「人口減少・少子化対策特別枠」を設定し、人口減少・少子化対策庁内検討会議のヒアリングを経て、「検討指示」とされた新規事業については、所要額を要求可能とする。なお、KPI（重要業績評価指標）を必ず設定すること。
- イ 「部局主導裁量枠」を設定し、一般財源ベースで各部局5,000千円を要求可能とする（通知済）。

【スクラップ・アンド・ビルドの徹底】

令和8年度も引き続き、非常に厳しい財政状況となることが予測されること

から、新規及び拡充事業については、例年以上に、事業の重要性や緊急性の観点から十分に検討した上で要求すること。

また、新規及び拡充事業の要求に当たっては、必要な財源を捻出するため、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、要求する事務事業（特別枠での要求を含む。）に相当する事業費（一般財源ベース）を、既存事業において見直すこと。

（2）経常的経費

【義務的経費】

人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については、所要額とする。ただし、扶助費に含まれる事務費に類する経費については、令和7年度当初予算額と同額の範囲内とする。

なお、扶助費の対象者増等については、過大な見積もりによる精算補正が生じないように、厳正に見積もること。

【事務・施設管理的経費】

事務・施設管理的経費については、事業費ベースで、令和7年度当初予算額と同額の範囲内とする（通知済）。

5 予算要求に当たっての留意事項

（1）行財政改革の推進

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応し、自立的で持続可能な行財政運営が行えるよう、行財政基盤の強化を図るため、「富山市行政改革大綱」に沿って、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営の確保に一層積極的に取り組むとともに、事業の実施に当たっては、コスト意識や経営感覚を持って行うこと。

（2）事業の抜本的な見直しの反映

行政サービスの仕組みや制度の再構築を図るための検討会議によって、事業の抜本的な見直しの対象とされた事項については、その方向性などを検討の上、早期に見直しが可能なのは、令和8年度予算に反映すること。

（3）事務事業評価による見直し

全ての事業について、「Plan（予算編成）—Do（予算の執行）—Check（評価・検証）—Action（予算への反映）」のサイクルの手法を取り入れながら、事務事業の

必要性、補完性、効率性、有効性に着目して実施する「事務事業評価」に基づき、徹底的な見直しを行うこと。特に、時代や社会の変化を的確に捉え、当初の目的を達成した継続事業については、原則として廃止すること。

また、終期設定がなされている事業は、終期到来時に確実に廃止するとともに、事業効果が薄れている事業は、廃止又は休止すること。さらに、当面継続する事業も、課題を整理の上、改善へ向けた方向性や方法を示すこと。

(4) ファシリティマネジメントの推進

『公共施設等総合管理計画』における考え方などを踏まえ、長期的な視点をもって、施設の長寿命化対策や統廃合、民間譲渡などについて検討を進めること。

特に、『第2次公共施設マネジメントアクションプラン実行編』において、課題のある施設として抽出されている施設については、示されている再編整備方策に基づき、再編整備に着実に取り組むこと。

施設の改修及び更新等に当たっては、施設の集約化、複合化を検討するとともに、民間事業者の資金やノウハウなどの活用と効果を十分検討し、維持管理費やトータルコストの縮減に努めること。

(5) 劣化状況調査に基づいた予算要求

施設の長寿命化や安全性の確保を図るため、改修等については、「劣化状況調査における施設評価結果について（8月26日に行政経営課から通知済）」を踏まえ、改修等について計画的に実施すること。また、現に防災設備等に不具合が発生している場合は早急に修繕すること。

(6) 補助金の見直し

富山市補助金等交付適正化審議会において、「改善」などの方向性が示された補助金については、確実に見直しを行い、令和8年度予算に反映させること。

(7) 国等の予算編成の動向の把握

国庫補助負担金等については、国の予算編成の動向を注視し、国や県と十分に連携を図りながら情報を的確に把握して、慎重かつ適切に見積もること。

また、県の予算編成の情報についても同様であり、特に、市の負担が伴う県の新規事業等については、予算に適切に反映すること。

(8) 市債の適切な活用

本市の市債残高は、中核市平均を大きく上回り、公債費とともに今後も高水

準で推移することが見込まれることから、後年度の財政負担が懸念される。

予算要求に当たっては、市債を活用する事業の必要性について十分な検討を行うこと。

(9) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、民間企業の経営感覚と経営ノウハウを取り入れ、経営改革に努めるとともに、会計の必要性や事業の存続にまで踏み込んで検討し、見直しを行うこと。

特別会計のうち、地方公営企業に分類される会計については、経営戦略に基づき、一層の収支改善を図ること。

予算要求に当たっては、設置目的に鑑み、独立採算制を基本として、使用料、手数料及び財産収入等の適正化に一層努め、安易に一般会計からの繰入金に依存しないこと。

なお、総務省基準に基づかない特別会計及び企業会計への繰出金については、令和7年度当初予算額以下に抑制するとともに、一般会計と同程度以上の予算要求基準を設定し、必要最少の所要額を見積ること。

(10) 外郭団体等の見直し及び予算要求

外郭団体等については、経営改善計画の着実な実施に努めるとともに、外郭団体が行う事業は、市からの受託事業が主であることから、事業主体として、事業のスクラップ・アンド・ビルドを進める等、各所管課において主体的に外郭団体の予算編成に関わること。

なお、維持管理費や事務費等の運営経費の要求は、令和7年度当初予算額の範囲内とすること。

(11) 部局間の連絡調整

他の部局に関連する事業については、事前に十分な調整を図り、重複を避け、統一性を欠かないよう留意すること。

6 個別留意事項

(1) 歳入に関する事項

ア 財源の確保

市税や、国・県支出金等の確保に努めることはもとより、新たな財源や有

利な財源の確保についても積極的に努力すること。特に、国庫支出金については、本市独自の事業を積極的に提案していくことで、国の財政支援を受けることに努めること。

イ 市税

市税収入は、財政運営の根幹をなすものであることから、社会経済情勢の変化や税制改正の動向等に留意するとともに、十分な調査を行って潜在する課税客体のさらなる捕捉に努めることなどにより、適正に見積ること。

また、公平性の観点からも、未収金や滞納分を確実に減らすための効果的な対策を進め、歳入の確保に努めること。

ウ 地方譲与税

国の税制改正の動向を注視し、適正に見積ること。

エ 分担金及び負担金

特定個別的便益があるものについては適正な負担を求める受益者負担の原則に従い、負担の適正化を図ること。

オ 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスに要する経費の対価としての観点から、事業に要する経費を賄える額とすべきものであるとの考え方に基づき、電気等のエネルギー価格や物価の高騰といった状況等も踏まえ、見直しを図ること。

また、市税と同様に歳入の確保に努めるとともに、現在実施している使用料の減免についても、実態に即して適宜見直すこと。

カ 国・県支出金

国及び県の予算編成の動向に十分留意し、適正に見積ること。

キ 財産収入

財産運用収入については、財産の適正な管理の下に極力有利に運用し、増収を図ること。また、普通財産のうち、売却可能なものについては極力売却を行い、未利用財産の縮減と維持管理費の削減に努めること。

ク 市債

公債費負担が高水準にあることから、事業費の財源には、原則として市債以外の財源を充てること。なお、やむを得ず市債を計上する場合には、地方

交付税措置等の財政支援がある市債（例 公共施設等適正管理推進事業債、こども・子育て支援事業債、デジタル活用推進事業債）の活用を図ること。

市債の要求に当たっては、事業の適債性、充当率、計上額などについて、事前に財政課へ相談すること。

また、次の点に留意すること。

① 財政課への事前協議が必要な地方債

- ・ 辺地対策事業債、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、デジタル活用推進事業債

② 予算要求では計上してはならない地方債

- ・ 行政改革推進債

ケ 基金繰入金

基金の取崩しについては、今後の財政運営を考慮して判断する必要があることから、事前に財政課と協議の上、計上すること。

コ その他の収入

金額の多少を問わず貴重な財源という認識に立ち、増収に努めること。

(2) 歳出に関する事項

ア 経費区分

要求に当たっては、義務的経費、事務・施設管理的経費、政策的経費（総合計画、その他）の区分別に要求すること。

イ 事業費の積上げ

- ① 最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意と工夫に努めること。
- ② 長期的な視野に立ち、関連事業、管理運営等を含めた、将来にわたる財政負担などを十分に調査した上で事業を組み立てること。
- ③ 事業の内容により継続費、債務負担行為の設定が必要な場合には、後年度の財政負担を十分考慮すること。
- ④ 基準に基づく設計が必要である土木や建築工事費の積算は、事前に設計担当課と協議すること。
- ⑤ 通常業務に必要な事務経費については、経常経費において要求することとし、特定の政策的経費の事業実施に伴い、どうしても必要となる事務経費は、必要最小限のものを事業費とともに見積もること。

⑥ 費目（節）の誤りによる予算流用が散見されることから、新たな予算項目はもとより、従前の予算項目であっても費目に誤りがないか確認すること。

⑦ その他、別紙、「◎ 各歳出項目の積算について」に留意して要求すること。

ウ 補助事業

① 所管省庁の予算要求等に十分留意し、県担当課とも事前に協議の上、計上すること。

ただし、新規の補助事業等については、事業効果や国・県の事業期間等を十分に調査、検討し、安易な受け入れを行わないこと。

一方、国の制度改正等によって、本市においても必ず取り組まなければならない事業等については、当初予算に計上するように努めること。

② 国の公共投資関係費の動向にも十分に留意するとともに、事業効果等を勘案しながらその選択を行うこと。

③ 国・県補助事業に係る市費の継ぎ足しについては、負担区分を明確にし、超過負担の解消に努めること。

④ 国・県補助事業が廃止又は縮減される場合において、市債や一般財源への財源振替による継続実施は、原則として認めないので、事業の廃止又は見直しを行うこと。

エ 単独事業

① 国・県補助事業との関連及び事業効果等について十分考慮すること。

② 補助金等については、補助金等交付適正化の取組に基づき、厳しく再点検を行うこと。

特に、目的を達成したもの、補助金額が零細なもの、社会経済事情に合わなくなったもの、補助効果が乏しいもの等については、積極的に廃止に努めるほか、統合、終期設定等、その整理及び合理化に努めること。

オ 情報システム関連経費

情報システム関連経費については、システムの必要性や経費の妥当性、導入後の運用経費等、費用対効果を十分検討した上で計上すること。

また、情報システム課の導入審査を必ず受け、審査結果に基づいて要求す

ること。

既存のシステムについても、保守、運用等の合理化を図り、経費の節減に努めること。

力 経費の節減

- ① 継続する事務事業の積算に当たっては、漫然と前年同様の積算基礎によることなく、実績等に伴い節減できる経費を厳正に見積り、経費の節減に努めること。
- ② 物品購入、業務委託の予算要求のための参考見積りの徴収に当たっては、市場価格を適切に反映するために、複数の入札参加有資格者から徴収するとともに、契約の性質及び目的に応じ、積算内訳を示すよう依頼すること。
- ③ イベントやシンポジウム、講演会、竣工式等については、実施主体をはじめその効果や必要性について十分に検討し、見直しを行うこと。
また、これらを実施する場合には、必要最小限の経費とすること。
- ④ S D G s 未来都市等に選定され、ゼロカーボンシティを表明していることから、省資源、省エネルギー対策に十分配慮すること。
- ⑤ 各種計画の策定に当たっては、原則として外部のコンサルタント会社に頼らず、職員自らの知恵と創意工夫によって策定することとし、事前調査等でコンサルタント会社等を活用する場合の委託範囲は、必要最低限のものとすること。

(3) 利率等について

基金運用利子、及び長期債にかかる償還利子等については、次の利率で見積ること。

区 分			利 率
歳入	基金運用利子	債券運用しているもの	各々約定レート
		上記以外のもの	1. 1 %
歳出	長期債利子	既発債	償還表による積上げ
		令和7年度以降の借入れ予定分	1. 8 %
	一時借入金利子		1. 3 %

(4) その他の事項

ア 予算編成日程

- ① 要求締切日 1 0 月 2 7 日 (月) 義務的経費の締切
 1 1 月 1 4 日 (金) 政策的経費の締切

② 審査方法

区分	審査担当者	説明員	審査日程	審査場所
義務的経費	財政課長		1 1 月中旬	
政策的経費	財務部長	部局長・次長・課長	1 2 月中旬	8 0 2 会議室
復活要求	市長	部局長・次長・課長	未定	庁議室

イ 提出書類

別紙「提出書類について」によること。

(別紙)

◎ 各歳出項目の積算について

1 人 件 費

職員給与については、令和7年10月1日現在の人員を基礎として、後日、職員課から通知するものを計上すること。

2 報 償 費

研修会、講習会等講師謝礼については、職員研修所の基準により見積ること。

また、研修会、講習会等については、その効果を評価し、必要に応じて統廃合等を行うこと。

3 旅 費

用務の内容及び緊急度を再度検討の上、必要最小限の人数、日数及び回数に基づき積算し、総会や大会等への形式的参加は厳に慎むこと。

また、オンライン開催が定着したものは、参加の必要性などについて十分な検討を行った上で要求すること。

なお、宿泊費や交通費などの積算については、事務・施設管理的経費の通知内容に基づくこと。

4 需 用 費

維持管理に係る経費を可能な限り節減するとともに、引き続き、省資源、省エネルギー対策に十分配慮すること。

(1) 消耗品費

在庫管理を徹底し、節減に努めること。

各所属独自の被服の貸与については、適切な更新期間毎に実施する場合又は著しい損耗に対する補充の場合に限ること。

(2) 燃料費及び光熱水費

燃料単価等が高騰していることから、創意と工夫により節減を徹底し、使用数量を適切に見積もること。

また、水道料金及び下水道使用料の単価等については、令和8年4月に改

定されるため、改定後の単価等を用いること。

(3) 食糧費

社会通念上相当と認められる範囲内で、必要、かつ最小限の額にとどめるとともに、内容についても十分精査し、儀礼的なものは原則として廃止すること。

(4) 印刷製本費

可能な限り庁内印刷等を活用するほか、内容を精査し、類似刊行物の整理統合を検討するとともに、デジタル化やスマートシティを推進していることを踏まえ、ペーパーレス化や頁数、印刷部数及び紙質等の見直しに努めること。

特に庁内への配布は、必要性や電子化などを十分に検討すること。

また、「広報とやま」の印刷費については、広報課で一括して予算要求するため、各所属で予算要求はしないこと。

(5) 修繕料

施設の管理に当たっては、日常的に点検を行い、その効用を最大限に発揮させるとともに、機能を持続させるよう計画的な維持修繕に努めること。

5 役務費

通信運搬費、手数料については、実績等により適正な額を見積ること。

また、車検手数料など、他の経費に伴う手数料を忘れずに要求すること。

6 委託料

委託業務の内容について再検討し、人員、日数、回数等の見直しを行い、節減に努めるとともに、競争原理の導入により適正、かつ妥当な額で見積ること。

箱物等の設計委託については、工事のコスト縮減を図るだけでなく、必要最小限の面積及び仕様にするとともに、積雪寒冷地という場所柄を勘案し、完成後の維持管理費（光熱水費、修繕費等）にも留意するなど、トータルコストを最少に抑える設計とすること。

指定管理者への委託料については、債務負担行為で設定した年割額で要求す

ること。

7 使用料及び賃借料

関連する会議の整理合理化や、使用料が発生しない市有施設を活用するなど、効率的な運用と使用料等の節減に努めること。

また、物品の調達に当たっては、その方法（リース又は買取り）について、トータルコストが最少に抑えられるように、最適な調達方式を検討するとともに、リース契約に際しては、必要最小限の仕様とし、適切な期間を設けること。

さらに、リース期間の満了後、安易にリースの更新を行うことなく、再リースを含めて経費節減が図られる方法を検討すること。

8 工事請負費

事業の緊急性、行政効果、施設水準（規模やグレード）の適正化等について十分に検討するとともに、公共工事のコスト縮減を図り、超過負担や後年度の負担等についても留意すること。

9 原材料費

数量等は、必要最小限にとどめること。

10 公有財産購入費

公有地の取得については、事業着手時期を熟慮するとともに、地価の動向、将来の財政に及ぼす影響等についても十分に配慮し、未利用のまま土地を長期間保有することのないよう計画的に取得すること。

また、遊休財産の活用についても検討すること。

購入価格については、内規や周辺の地価の動向、不動産鑑定等に基づき、適正な単価で見積もること。

土地開発公社保有の土地については、利息負担等を考慮して、計画的に買戻しを進めること。

11 備品購入費

修繕可能なものは極力修繕して使用するとともに、購入に当たっては、数量やグレードに留意して、必要最小限の要求とすること。

また、譲る又は求める備品等について、職員ポータルの掲示板等により情報を共有し、不用備品の有効活用を図り、安易に新規の購入を行わないこと。

12 負担金、補助金及び交付金

補助金等については、すべてにおいて必ず見直しを行い、必要不可欠なものに限って要求すること。

特に、補助金については行政効果を精査するとともに、次の事項に留意すること。

- ・ 新規の補助金を設ける場合は、既存補助金等の廃止を前提とし、必ず終期を設定すること。
- ・ 全額市補助金で賄われている団体に対する補助金は、原則として認めない。
- ・ 補助団体の運営状況を常に把握し、多額の剰余金が生じている団体については、運営状況等を精査し、補助金額の削減又は廃止を行う。
- ・ 事業目的等が類似している補助金については、統廃合を進め、全体額の削減を図ること。

13 扶 助 費

国・県の制度によるものについては、国及び県の予算編成の動向を注視し、情報を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向にも十分に留意し、対象者数及び所要見込額を確実、かつ適正に見積ること。

市単独制度によるものについては、あらゆる角度から見直しを行うとともに、国及び県の制度によるものと同様に、年間所要額を確実、かつ適正に見積ること。